

措置の必要性と実施件数

	法第12条 任意指導	法第14条第1項 助言・指導	法第14条第2項 勧告	法第14条第3項 命令	法第14条第9項 行政代執行	法第14条第10項 略式代執行
措置の必要性 (イメージ)						
平成27年度		2,890	57	4	1	8
平成28年度		3,515	210	19	10	27
平成29年度		4,271	285	47	12	40
3か年合計		10,676	552	70	23	75
(比較)		464	24	3	1	3

助言・指導は何度も繰り返すことが可能

勧告に応じないと命令するか経過観察するか二者択一となる

命令に応じないと行政代執行するか経過観察するか二者択一となる

$$464 \div 24 = 19.3 \quad \rightarrow \quad 19.3 \text{ 件に1件が助言・指導から勧告へ}$$

$$24 \div 3 = 8.0 \quad \rightarrow \quad 8 \text{ 件に1件が勧告から命令へ}$$

$$3 \div 1 = 3.0 \quad \rightarrow \quad 3 \text{ 件に1件が命令から行政代執行へ}$$

当市においても、今年度の助言・指導事案を振り返ると、勧告や命令の効果を期待できるものではなく、行政代執行か経過観察か二者択一の判断を迫られている。

また、これらの事案は費用回収が見込まれず、行政代執行を選択する判断はなおさら狭き門となり、現実的には経過観察を選択せざるを得ないケースが増えている。